第96回 佐賀県原子力環境安全連絡協議会 資料 4

玄海原子力発電所の 原子力規制検査の結果について

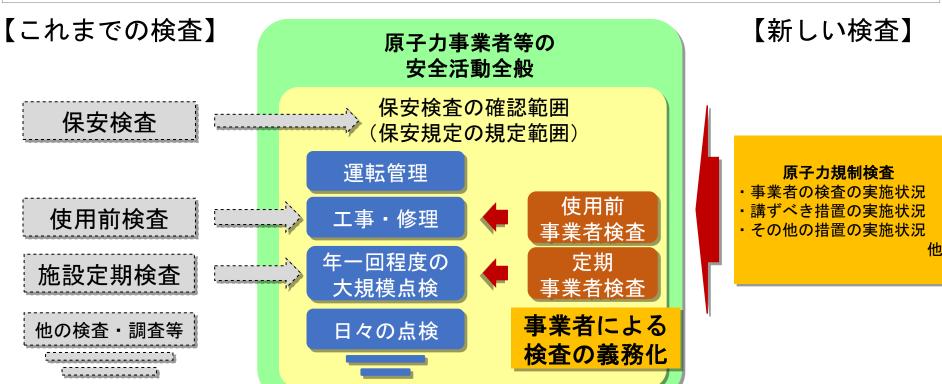
令和5年8月7日 玄海原子力規制事務所

1. 原子力規制検査とは

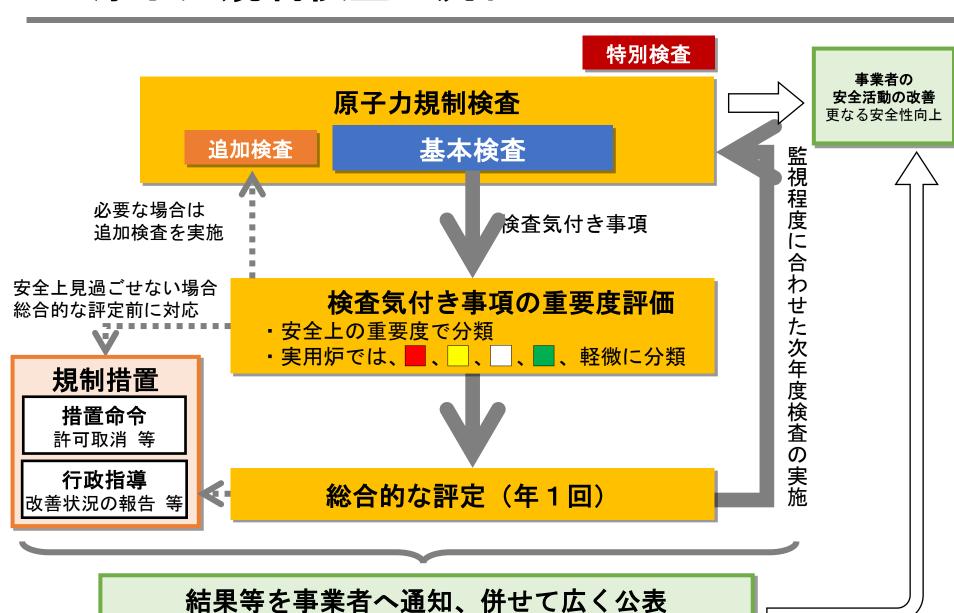
原子力規制検査は、福島第一原子力発電事故の教訓等を踏まえた見直しを行い、 令和2年4月から実施している新たな検査制度です。

原子力規制検査の特徴

- 1. 検査対象は事業者の全ての安全活動であり、検査したい施設や活動や情報に自由 にアクセスできる。 (フリーアクセス)
- 2. より多くの時間を安全上重要なものの検査に使うとともに、実際の事業者の活動 を現場で確認する。 (リスクインフォームド、パフォーマンスベースト)



2. 原子力規制検査の流れ



検査結果、評定結果及び年間検査計画を通知し公表する。

2

3. 令和4年度 原子力規制検査結果

(1)検査実績

検査サンプル数:約163サンプル 原子炉起動・停止、重大事故等対応要員の能力維持 他





(2)結果

【1号機、2号機、3号機、4号機】

- 年間を通じて、検査指摘事項は確認されなかった。
- 以下の事象については、検査を継続中である。
 - 〇玄海原子力発電所3、4号機 系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策
 - 〇玄海原子力発電所3号機 B安全補機室冷却ユニット定期事業者検査実施 時期の超過

4. 令和4年度 総合的な評定

原子力規制検査の総合的な評定



- 令和4年度においては、検査指摘事項等が確認されず、安全実績指標 は年間を通じて、緑であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。
- したがって、対応区分は第1区分とする。

安全実績指標とは

原子力規制庁の原子力検査官による検査とは別に、安全に係る監視領域に関連する活動目的の達成状況の実績を示す指標

5. 令和5年度 検査計画

(1)区分

【1,2号機(廃止措置中)、3,4号機(運転中)】

• 令和4年度から引き続き**第1区分**とし、基本検査を行う。(追加検査なし)

(2)検査計画

日常検査 : 原子炉起動・停止、燃料体管理 等 計163サンプル

チーム検査: 重大事故等対応要員の訓練評価 等

〇原子力規制検査の流れー規制事務所検査官の一日の活動

参考



検査官事務所での1日の スケジュールの確認











検査気付き事項についての 事実関係の質問

規制事務所検査官の1日の活動

客観的報告

Web回線による 情報交換



原子力規制検査に基づく監督 (指摘事項の評価結果を踏まえた追加検査等の対応)



		事業者による対応 (第1区分)	規制機関による対応 (第2区分)	監視領域の劣化 (第3区分)	複数/繰り返しの監視領 域の劣化(第4区分)	許容できないパフォーマン ス(第5区分)
評価結果		すべてのPIが で、かつ、検査指摘事項がない場合又はある場合でもその評価が全て のとき	監視領域 (大分類) に おいて 白 が1又は2 生じている	・一つの監視領域(小分類)において 対 が3以上又は 対 が1生じている [監視領域(小分類)の劣化]又は、・一つの監視領域(大分類)において 対 において 対 において は が3 生じている	 ・監視領域(小分類)の 劣化が繰り返し生じている又は、 ・監視領域(小分類)の 劣化が2以上生じている 又は、 ・ が2以上又は、 ・ が1生じている 	全体的に許容できないパ フォーマンス
		各監視領域に必要な機 能・性能は十分に満足 している	各監視領域に必要な機能・性能は満足しているが、小程度の安全上の劣化がある	各監視領域に必要な機 能・性能は満足してい るが、中程度の安全上 の劣化がある	各監視領域に必要な機 能・性能は満足している が、長期間の問題又は重 大な安全上の劣化がある	・プラントの運転は認めら れない ・安全に対する余裕が許容 できない
規制 検査	項目	基本検査のみ (事業者の是正処置)	・基本検査 ・追加検査1(※)	・基本検査 ・追加検査2(※)	・基本検査 ・追加検査3(※)	
	視点等	・事業者の是正処置の 状況を確認する	・パフォーマンスの劣 化が認められた事業者 の活動の中から追加検 査項目を選定 ・根本原因分析の結果 の評価並びに安全文化 要素の劣化兆候の特定	・パフォーマンスの劣化 が認められた事業者の 活動と、関連するQMS要 素の中から追加検査項 目を選定 ・根本原因分析の結果の 評価並びに安全文化要 素の劣化兆候の特定	・全体的な事業者の活動と、 QMS要素の中から追加検 査項目を選定・根本原因分析の結果の評 価並びに安全文化要素の 劣化兆候(第三者により 実施された安全文化の評 価を含む)の特定	
規制措置		なし	追加検査のみ	追加検査のみ	報告徴収、など	許可取消し又は運転の停止 命令、保安措置命令、保安 規定の変更命令、など

※ 追加検査

指摘事項の重要度評価の結果(白、黄、赤)の数により、軽重のある3つの追加検査から選択され、事業者の取組・評価について検査するもの。重い追加検査では、被規制者の安全文化に対する取組等に関しても検査する。